

# **伊勢原市道路占用工事仕様書**

平成 23 年

土木総務課

## 目 次

第 1 章 総 則	( 第 1 条 - 第 8 条 )	• • • • P 1
第 2 章 掘 削	( 第 9 条 - 第 1 5 条 )	• • • • P 4
第 3 章 埋 め 戻 し	( 第 1 6 条 - 第 1 7 条 )	• • • P 6
第 4 章 仮 復 旧	( 第 1 8 条 - 第 2 1 条 )	• • • P 7
第 5 章 本 復 旧	( 第 2 2 条 - 第 2 5 条 )	• • • P 8
第 6 章 裁 定 基 準	( 第 2 6 条 )	• • • • • P 9
第 7 章 道 路 本 復 旧 構 造 図 ( 第 2 7 条 )		• • • • • • • P 12

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 この仕様書は、伊勢原市道路占用規則（昭和62年伊勢原市規則第6号）第10条の規定に基づき道路占用工事（以下「工事」という。）の施行に関する一般的事項を示すものである。

- 2 工事は、すべてこの仕様書に基づき作成された道路占用許可申請書に添付する図面等により施工しなければならない。ただし、審査段階で図面等が訂正された場合は、訂正後の図面等とする。
- 3 この仕様書のほか、道路管理者が特に必要と認めた場合は、別に指示することがある。

### (工事の実施)

第2条 工事の実施に当たっては、交通に支障のないよう諸種の標識を設置し、掘削箇所の周囲には、バリケード等危険防止の設備をし、夜間は赤色注意灯等を設置しなければならない。

- 2 沿道住民に対して工事内容を充分周知し、理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 工事標示板には、当該占用許可年月日、許可指令番号、工事の名称、施工区域、工事期間、許可を受けた者の氏名及び連絡先、施工者名及び連絡先等を明記し、工事現場に掲示しなければならない。
- 4 工事着手前に関係官公署等と必要な手続をしておくこと。

### (工事現場管理)

第3条 工事施工中は、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害防止に努めなければならない。

- 2 工事現場が隣接し、又は他の工事と競合する場合は、常に相互協調して施工しなければならない。
- 3 工事施工中、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 道路構造に影響を及ぼす行為
  - (2) 円滑で安全な道路交通を妨げる行為
  - (3) 騒音等特に公衆に迷惑を及ぼす行為

4 工事箇所の路面は、常に維持管理を行い、路面及び排水施設等を良好な状態に保たなければならない。迂回路についても同様とする。

（境界標及び市測量基準点）

第4条 境界標及び市測量基準点を損傷又は撤去してはならない。ただし、工事施工によりやむを得ない場合は、道路管理者の指示に従い、境界標、市測量基準点の復元が出来るよう必要な措置を講じ、工事完了後、道路管理者の立会い確認を受け現状に回復しなければならない。

（工事写真）

第5条 工事の施工状況を詳細に確認できるよう写真撮影し、A4版に編集し、提出しなければならない。

2 写真は、通常プリント又はデジタルカメラで撮影したものを見本として提出する。

（事故対策等）

第6条 工事施工中は、事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生した場合における対策を常に立てておかなければならぬ。

2 事故が発生した場合は、直ちに道路管理者、関係官公署及び関係企業者に連絡し、その指示に従わなければならない。

3 事故に起因して、第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、占用者の責任において解決しなければならない。

（中間検査）

第7条 道路管理者は、必要に応じて中間検査を行うものとする。

2 検査の際に指摘された箇所の手直しは、直ちに行い、再検査を受けなければならない。

( 瑕疵担保期間 )

第8条 伊勢原市道路占用規則第25条に定める瑕疵担保責任を負うものとする。ただし、瑕疵担保期間外においても、明らかに占用工事に起因するものと認められる場合は、この限りでない。

2 瑕疵担保期間中、占用工事の復旧箇所が破損等した場合又は占用工事に起因する影響が周囲の路面及び附属構造物に現れた場合は、道路管理者の指示に従い、これを復旧しなければならない。

## 第 2 章　掘削

### (一般事項)

第 9 条　道路を掘削する場合は、原則として当日中に埋め戻し、仮復旧して交通解放しなければならない。

2　道路を横断して掘削する場合は、片側通行を確保しながら施工しなければならない。ただし、やむを得ず通行を遮断して施工する場合は、所轄警察署の許可を得ると共に、緊急時の対策を講じておかなければならない。

### (取り壊し)

第 10 条　既設舗装の切断は、コンクリートカッター等で直線にかつ路面に垂直に行わなければならない。ただし、道路管理者の指示による場合は、この限りではない。

### (残土の搬出)

第 11 条　取り壊した舗装版（路盤材を含む。）及び掘削土砂は、直ちに工事現場から搬出するものとし、歩車道に堆積し、又は路上で小割りしてはならない。

2　路面を汚損した場合は、直ちに清掃しなければならない。

### (掘削)

第 12 条　掘削は、次に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

- (1)　掘削は、地山の崩壊等に注意し、必要であれば山留め材を施工しなければならない。
- (2)　湧水又は溜り水を排水する場合は、路面に放流してはならない。
- (3)　湧水又は溜り水等が多量の場所又は掘削に伴い地盤沈下等をおこすおそれのある場所は、その場所に適した適切な工法により土砂の流出、地盤のゆるみ等を未然に防止しなければならない。

(土留工)

第13条 掘削の深さが1.5メートルを超えるとき及び1.5メートルを超えないときで掘削面の土質に見合った勾配を確保できない場合は、必ず土留工を施さなければならない。

- 2 土留工は、一般技術的に認められた工法及び基準に従い、充分安全に耐えられるものでなければならない。
- 3 土留工を施してある間は、常時点検を行い、土留用資材の変形、その他連結部のゆるみ等に充分注意し、事故防止に努めなければならない。

(覆工)

第14条 覆工は、原則として鉄製覆工板を使用し、安全かつ強固なものでなければならない。

- 2 覆工板は、跳ね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないように受桁に固定しなければならない。
- 3 路面と覆工板との接合部は、アスファルト合材等で摺り付け通行に支障のないようにしなければならない。
- 4 覆工を施してある間は、常時点検を行い、固定部のゆるみ等がないか、機能維持に万全を期するとともに、事故防止に努めなければならない。

(既設構造物)

第15条 工事現場及びその近接した地域の埋設物に支障のないよう必要な措置を講じなければならない。また、必要に応じて埋設物管理者の立会いを求め、工事の安全を期すること。

### 第3章 埋め戻し

#### (点検)

第16条 埋め戻しに先立ち、掘削箇所内を充分に点検し、水みちの制止等は完全に行わなければならぬ。

#### (埋め戻し)

第17条 埋め戻しは、掘削箇所の点検後直ちに行うこととし、原則として埋め戻し材料は、埋設物件の上面30センチメートルまでダスト、山砂又は再生砂（RC-10）を使用し、その上面については、碎石（C-40）又は再生碎石（RC-40）を使用するものとする。

- 2 埋設物件の上面30センチメートルには、埋設物件の位置を示すテープ類を埋設すること。
- 3 埋め戻しは、占用物件の周囲を充分つき固め、20センチメートル以内を一層とし、各層をタンパ等で転圧し、不等沈下の生じないよう必要に応じ水締め等の処理を行わなければならぬ。
- 4 土留工の取りはずしは、下層を埋め戻しつつ徐々に引き抜くものとし、存置等の措置を講ずる場合は、道路管理者と協議しなければならない。
- 5 路盤は、埋め戻し時に施工すること（路盤先行）を基本とする。
- 6 既存（占用工事前）の舗装構成に路盤がなかった場合は、簡易舗装の上層路盤と同様の路盤を施工することを基本とする。

## 第4章 仮復旧

### (仮復旧の方法)

第18条 仮復旧は、工事中の通行障害を緩和するための措置であり、埋め戻し完了後直ちに行わなければならない。

### (仮復旧の構造)

第19条 仮復旧の表層 ( $t = 5$  センチメートル) の材料は、加熱合材（再生合材の使用も可）を基本とする。ただし、砂利道又は道路管理者の指示があった場合は、この限りでない。

### (仮復旧の維持管理)

第20条 仮復旧部分の維持管理については、本復旧に着手するまでの間、交通の安全と円滑を図るために、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に巡回し、路面の沈下、表層の破損、その他不良箇所を発見したときは、直ちに補修しなければならない。
- (2) 道路管理者が手直しを指示した場合は、これに従わなければならぬ。

### (路面標示類について)

第21条 路面標示類（白線等）は、仮復旧の時点であっても、ペイント等で原形とおりに標示し、機能を妨げてはならない。

## 第 5 章 本復旧

### （復旧の時期）

第 22 条 本復旧は、埋め戻し箇所が安定する期間を見込み、仮復旧後 10 日以後とし、2か月以内に完了することとする。ただし、現場状況により道路管理者の指示があった場合は、この限りでない。

### （復旧の区域）

第 23 条 本復旧の範囲は、路面復旧及びその附属物（縁石、排水施設、ガードレール、街路灯等）とする。

### （復旧の方法）

第 24 条 本復旧は、仮復旧に使用した合材を撤去し、新たに「道路本復旧構造図」に規定する材料により施工するものとする。

- 2 アスファルト合材は、加熱合材を使用するものとする。
- 3 既設舗装と新設舗装面のジョイント部は、シールコート等で処理すること。

### （路面標示類について）

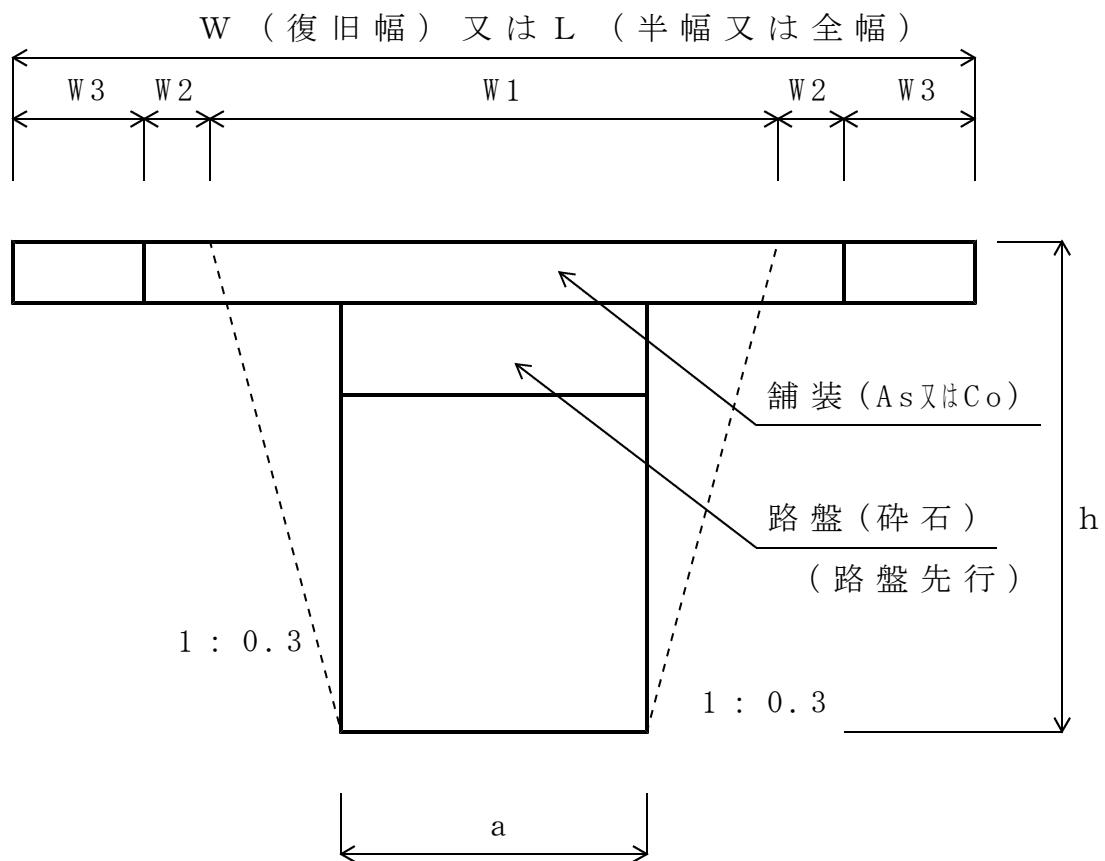
第 25 条 路面標示類（白線等）は、本復旧完了後に、直ちに原形に復旧しなければならない。

## 第 6 章 裁定基準 (裁定基準)

第 26 条 路面復旧面積の裁定は、次項及び第 3 項によるものとする。ただし、道路管理者が別に定める「伊勢原市が管理する舗装道路に関する現場裁定基準」を基準に指示する場合は、この限りでない。

2 アスファルト舗装道及びコンクリート舗装道の裁定幅の算定については、下記に基づいて裁定する。

図-1 断面図



- (1) 道路横断方向の復旧幅 (L) は、算定した数値が舗装幅員の 1/2 に満たない場合は半幅復旧とし、1/2 を超える場合は全幅復旧とする。
- (2) 道路横断方向の歩道の復旧幅 (L) は、原則として全幅とする。
- (3) 道路中央部付近を掘削する場合は全幅復旧とする。
- (4) AS 安定処理がある舗装の場合は、第 27 条第 1 号ア(イ)及び(オ)のとおりとする。

## (1) 復旧面積の計算

### ア 単独占用の場合

復旧面積  $A = W \times L$

$$W = W_1 + W_2 + W_3$$

$L$  = 半幅又は全幅

※各数値は5センチメートル単位とし、1センチメートル単位は切上げとする。

#### (ア) 復旧幅 ( $W_1$ ) について

$$W_1 = a + 2 \times 0.3 \times h$$

#### (イ) 復旧幅 ( $W_2$ ) について

車道の場合  $W_2 = 0.2$  メートル

歩道の場合  $W_2 = 0.1$  メートル

#### (ウ) 復旧幅 ( $W_3$ ) について

道路構造物、舗装絶縁線及び既設カッタ一部份までの延長が1.0メートル以下の場合は計上する。

### イ 競合占用の場合 (2者以上の占用)

上記アの「単独占用の場合」を基に、復旧面積を計算する。

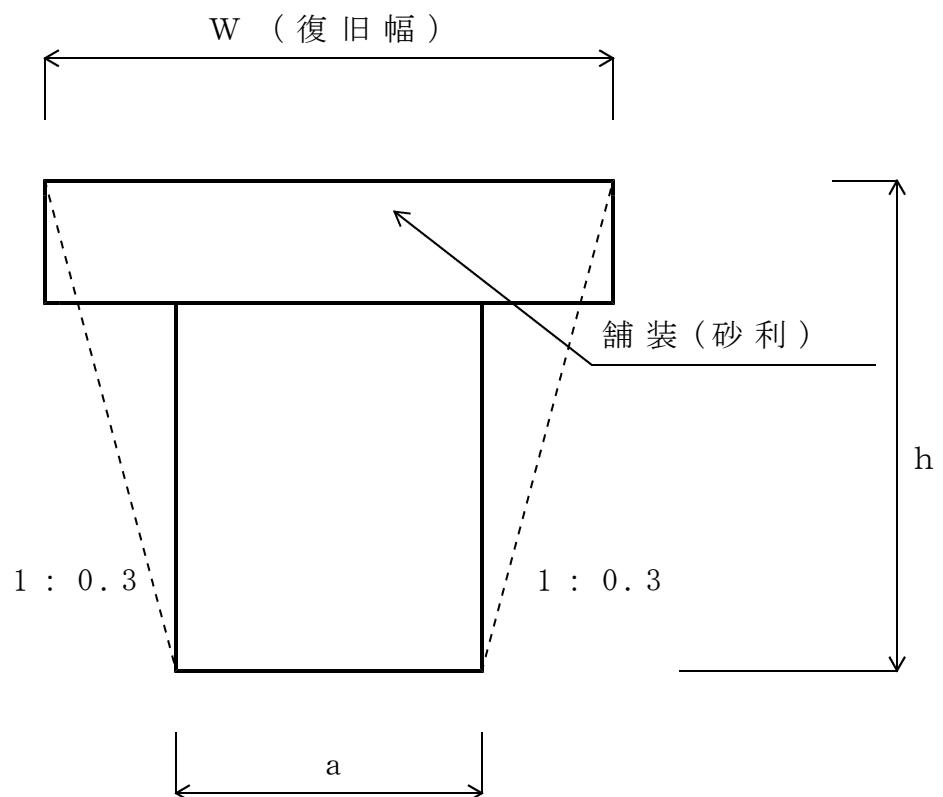
ただし、アスファルト復旧については、別に定める「伊勢原市が管理する舗装道路に関する現場裁定基準」によるものとする。

ウ 復旧幅 ( $W_3$ ) が1.0メートルを超える時でも、道路管理者が必要と認めた場合は、別に定める「伊勢原市が管理する舗装道路に関する現場裁定基準」により、復旧幅を裁定することがある。

エ 挖削深さによる復旧幅の変動及び道路を斜めに掘削する場合の復旧は、原則として道路に垂直に、かつ平行に復旧するものとする。

3 砂利道及びそれに類する道路の復旧は、下図のとおりとする。

図-2 断面図



## 第7章 道路本復旧構造図

### (構造基準)

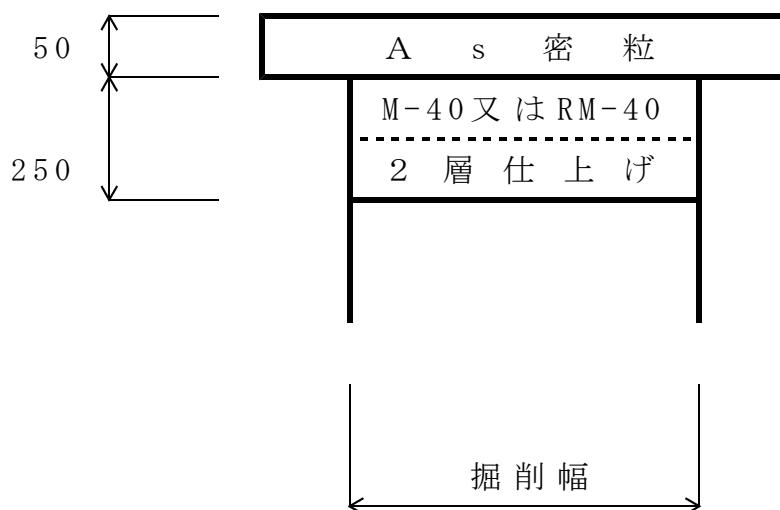
第27条 本復旧構造基準は、次の各号による。また、各号により難い場合は、道路管理者の指示に従うこと。

#### (1) 車道

##### ア アスファルト舗装

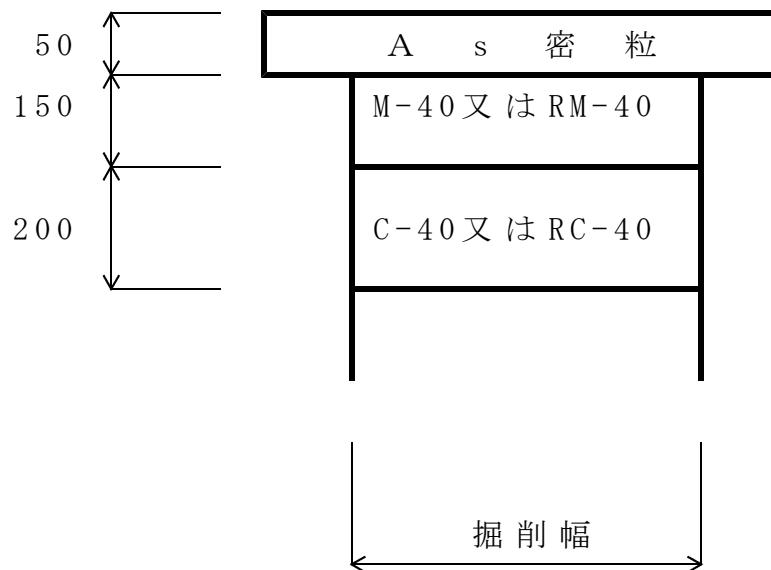
###### (ア) 簡易舗装

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
A s 表層	5 c m	密粒度	
プライムコート			
上層路盤	2 5 c m	M-40又はRM-40	2層仕上げ(1層15c m以下)



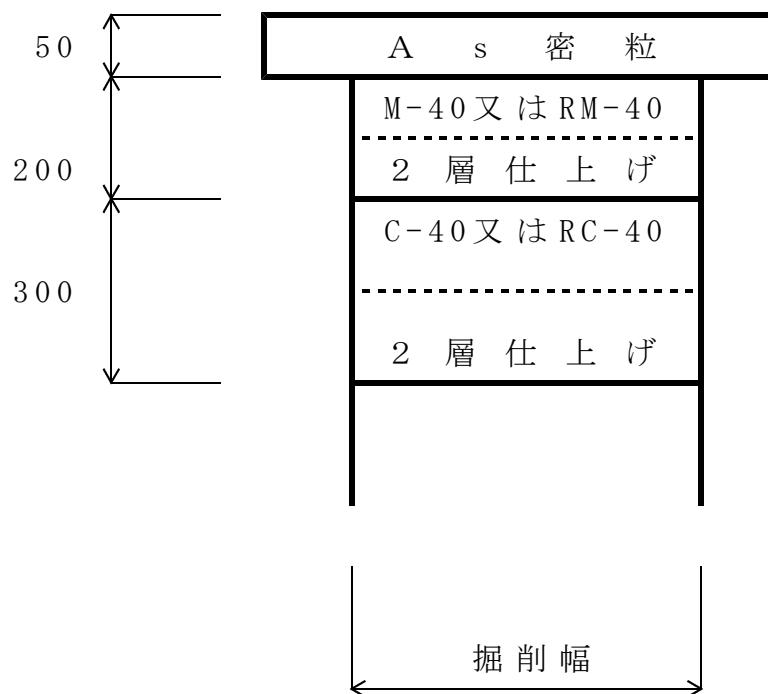
(イ) 高級舗装 A

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
A s 表層	5 c m	密粒度	
プライムコート			
上層路盤	1 5 c m	M-40 又は RM-40	1 層仕上げ
下層路盤	2 0 c m	C-40 又は RC-40	1 層仕上げ



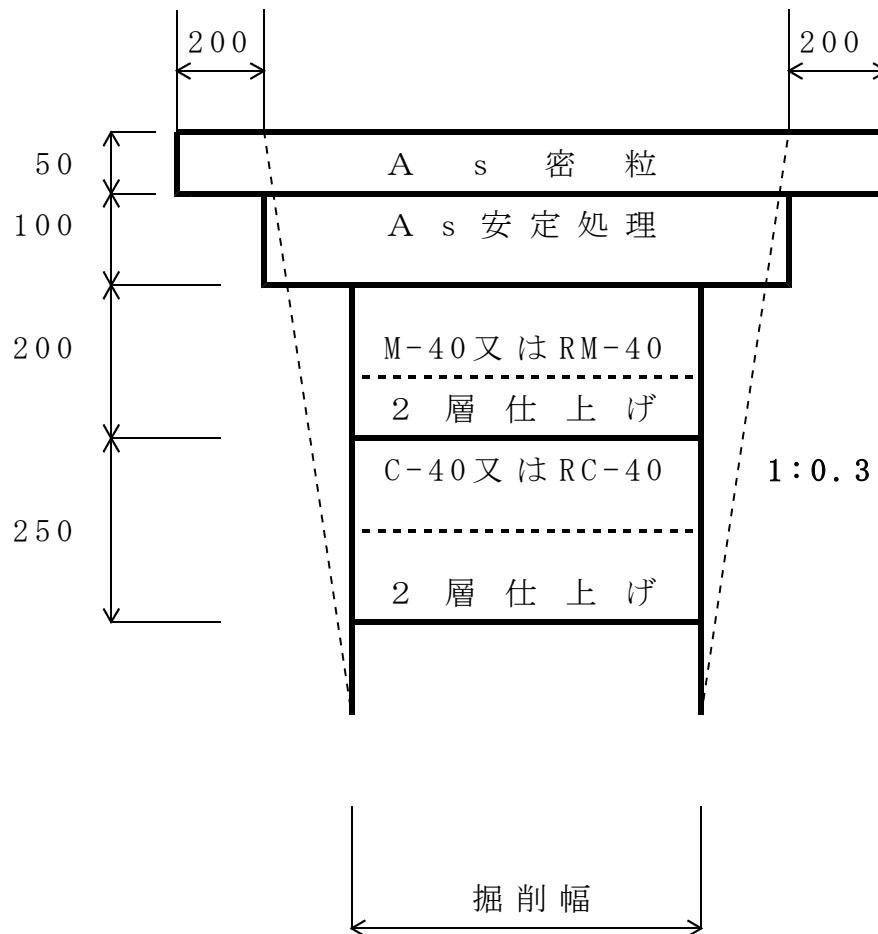
(ウ) 高級舗装 B

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
A s 表層	5 c m	密粒度	
プライムコート			
上層路盤	2 0 c m	M-40 又は RM-40	2 層仕上げ (1層 15 c m 以下)
下層路盤	3 0 c m	C-40 又は RC-40	2 層仕上げ (1層 20 c m 以下)



(エ) 高級舗装 C

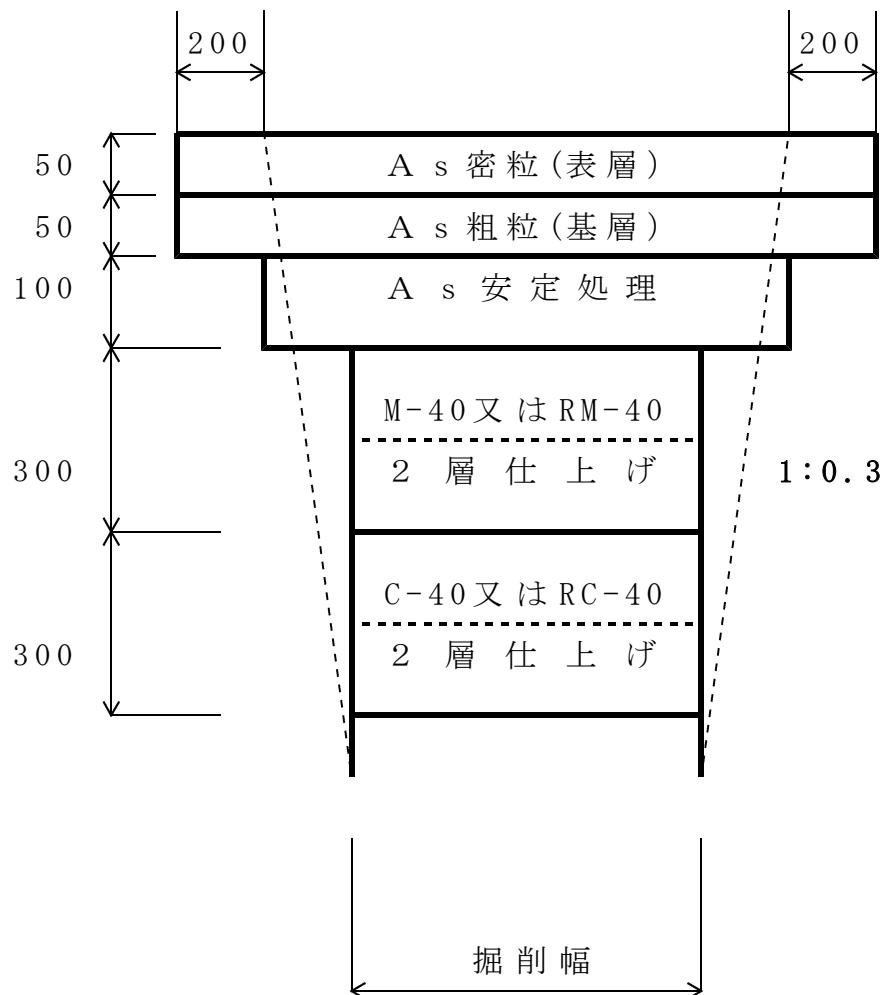
名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
A <sub>s</sub> 表層	5 cm	密粒度	
タックコート			
A <sub>s</sub> 安定処理	10 cm	瀝青安定処理	
プライムコート			
上層路盤	20 cm	M-40又はRM-40	2層仕上げ(1層15cm以下)
下層路盤	25 cm	C-40又はRC-40	2層仕上げ(1層20cm以下)



※道路横断方向では、A<sub>s</sub>表層とA<sub>s</sub>安定処理の復旧幅に20センチメートルの差を設けること。

(オ) 高級舗装 D

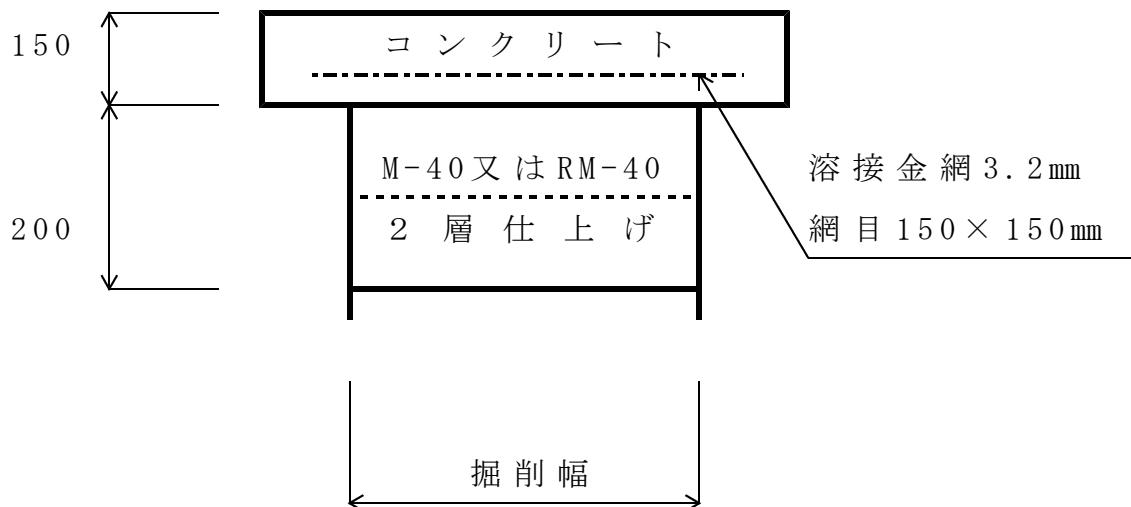
名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
A s 表層	5 cm	密粒度	
タックコート			
A s 基層	5 cm	粗粒度	
タックコート			
A s 安定処理	10 cm	瀝青安定処理	
プライムコート			
上層路盤	30 cm	M-40又はRM-40	2層仕上げ (1層15cm以下)
下層路盤	30 cm	C-40又はRC-40	2層仕上げ (1層20cm以下)



※ 道路横断方向では、A s 表層及びA s 基層とA s 安定処理の復旧幅に20センチメートルの差を設けること。

## イ コンクリート舗装

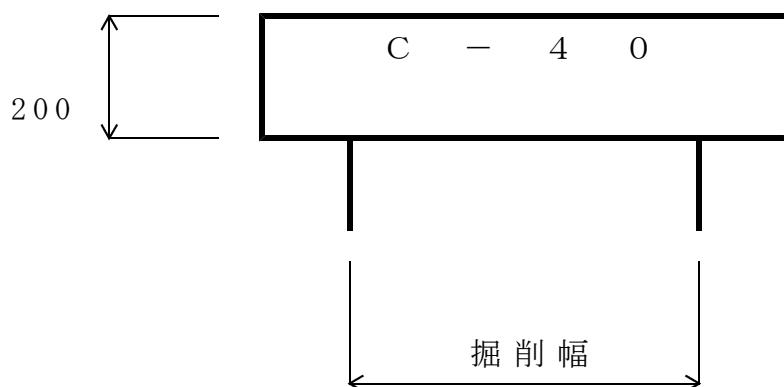
名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
C o 舗装	15 cm	C-21	粗目仕上げ
溶接金網		3.2 mm × 150 mm	スペーサーを使用
上層路盤	20 cm	M-40又はRM-40	2層仕上げ(1層15cm以下)



## ウ 砂利道

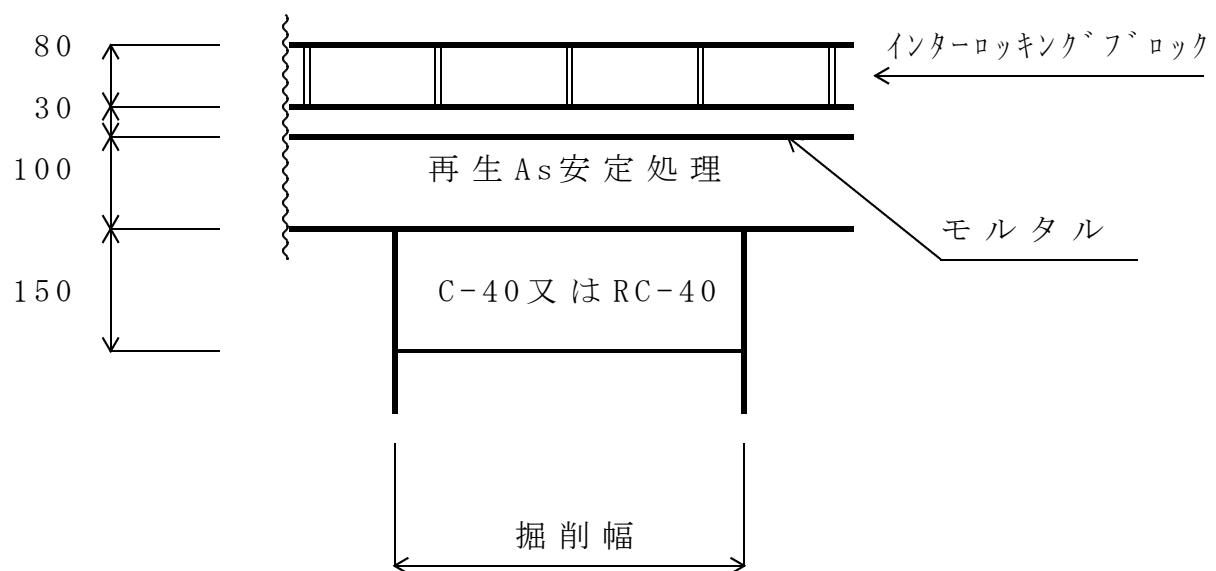
名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
碎石舗装	20 cm	C-40	1層仕上げ

※再生材(RC材)の使用は不可



## エ インターロッキングブロック舗装

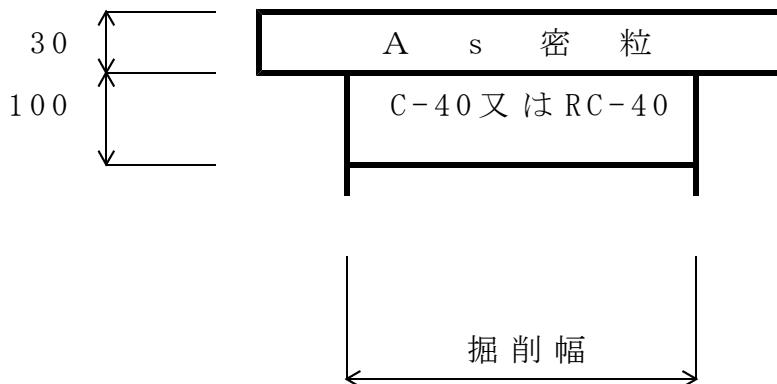
名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
ブロック	8 cm		
モルタル	3 cm		
As 安定処理	10 cm	再生材	
上層路盤	15 cm	C-40又はRC-40	1層仕上げ



(2) 歩道

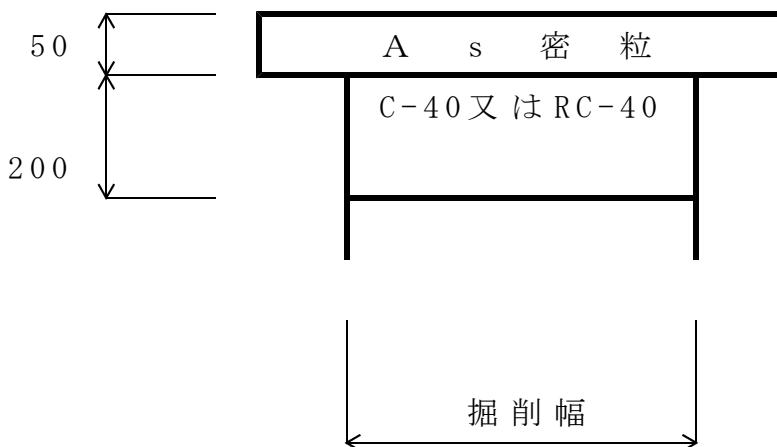
ア アスファルト舗装（標準の場合）

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
A s 表層	3 c m	密粒度	※ 管理上必要と認める場合は細粒度も可
プライムコート			
上層路盤	1 0 c m	C-40又はRC-40	1層仕上げ



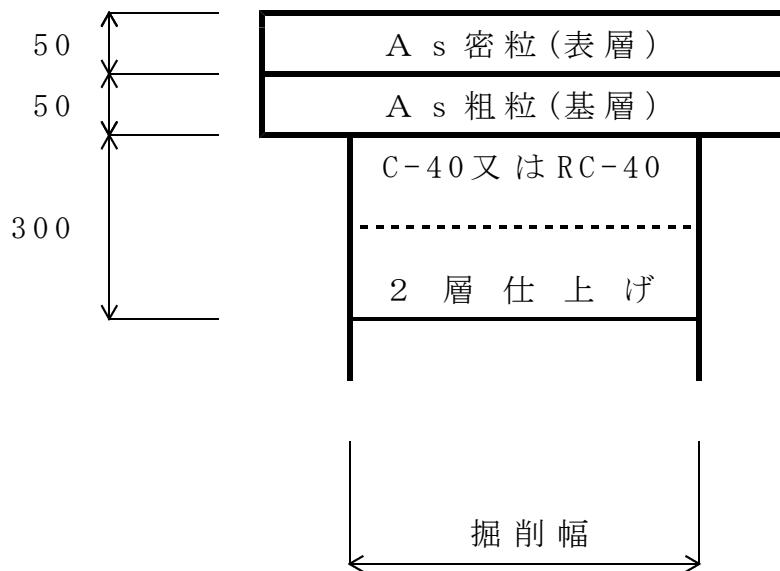
イ アスファルト舗装（切下げの場合・普通車）

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
A s 表層	5 c m	密粒度	※ 管理上必要と認める場合は細粒度も可
プライムコート			
上層路盤	2 0 c m	C-40又はRC-40	1層仕上げ



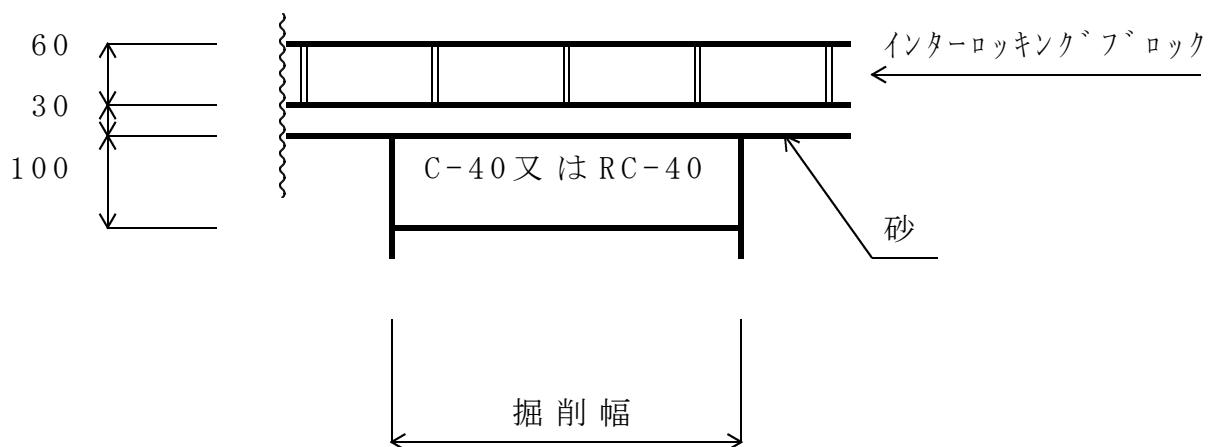
#### ウ アスファルト舗装（切下げの場合・大型車）

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
A s 表層	5 c m	密粒度	※ 管理上必要と認める場合は細粒度も可
	タックコート		
A s 基層	5 c m	粗粒度	
	プライムコート		
上層路盤	3 0 c m	C-40又はRC-40	2層仕上げ(1層15c m以下)



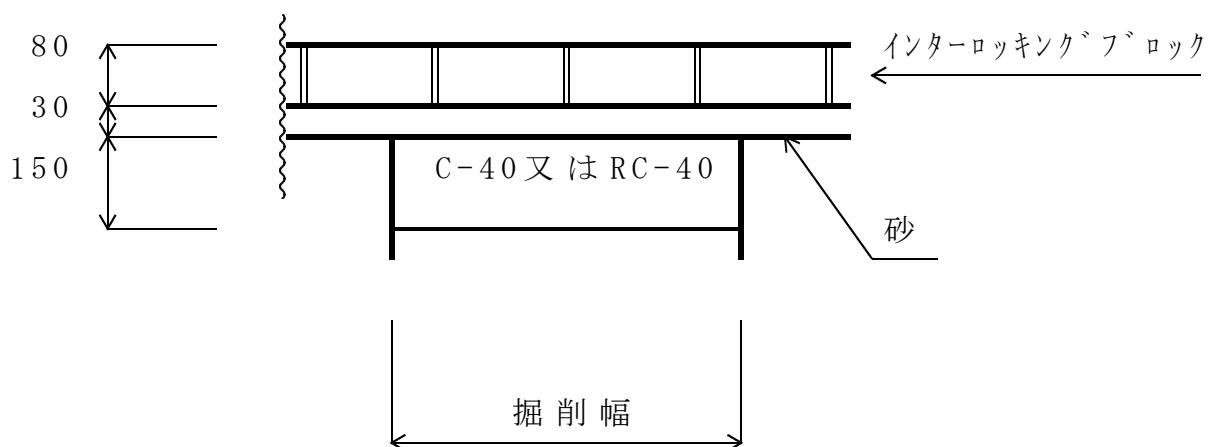
エ インターロッキングブロック舗装（標準の場合）

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
ブロック	6 cm		
砂	3 cm		
上層路盤	10 cm	C-40又はRC-40	1層仕上げ



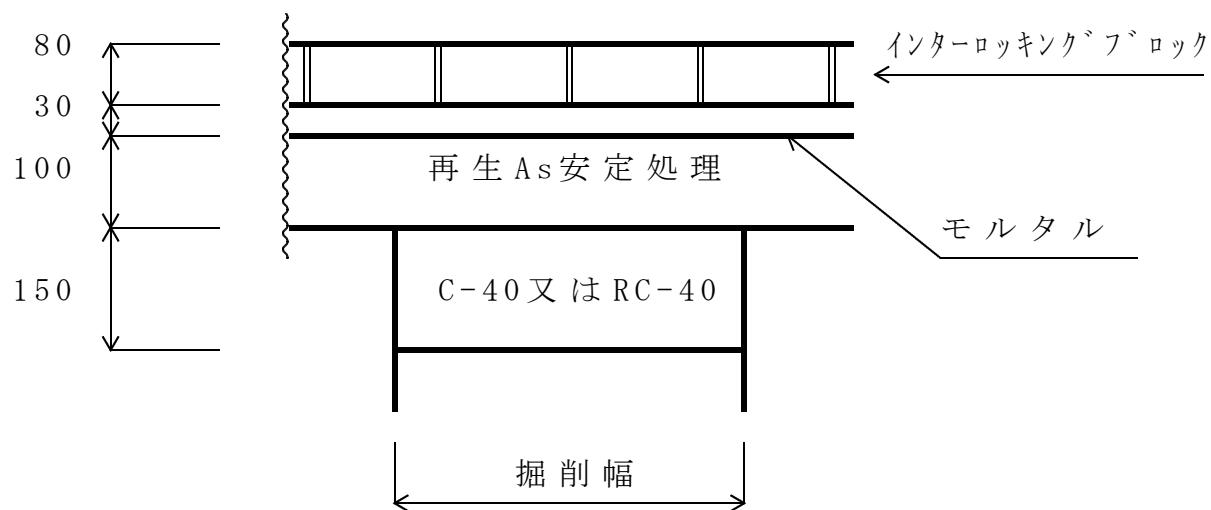
オ インターロッキングブロック舗装（切下げ・普通車）

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
ブロック	8 cm		
砂	3 cm		
上層路盤	15 cm	C-40又はRC-40	1層仕上げ



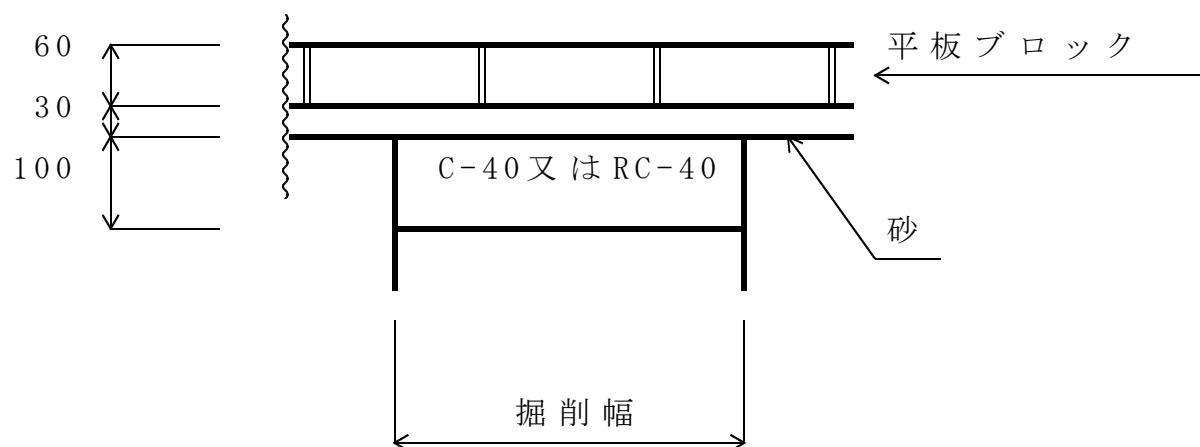
### カ インターロッキングブロック舗装（切下げ・大型車）

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
ブロック	8 cm		
モルタル	3 cm		
As 安定処理	10 cm	再生材	
上層路盤	15 cm	C-40又はRC-40	1層仕上げ



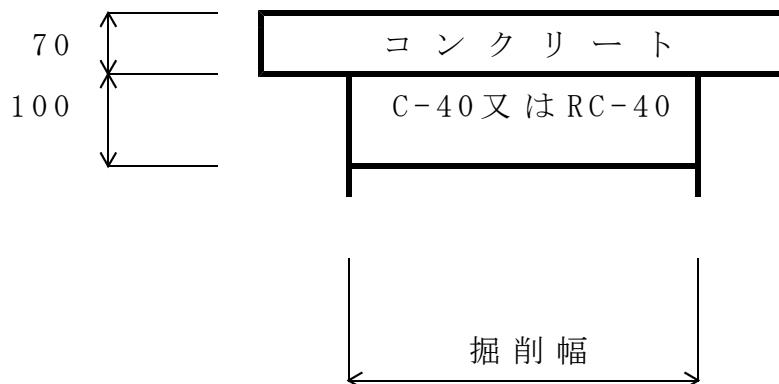
### キ 平板ブロック舗装

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
ブロック	6 cm		
砂	3 cm		
上層路盤	10 cm	C-40又はRC-40	1層仕上げ



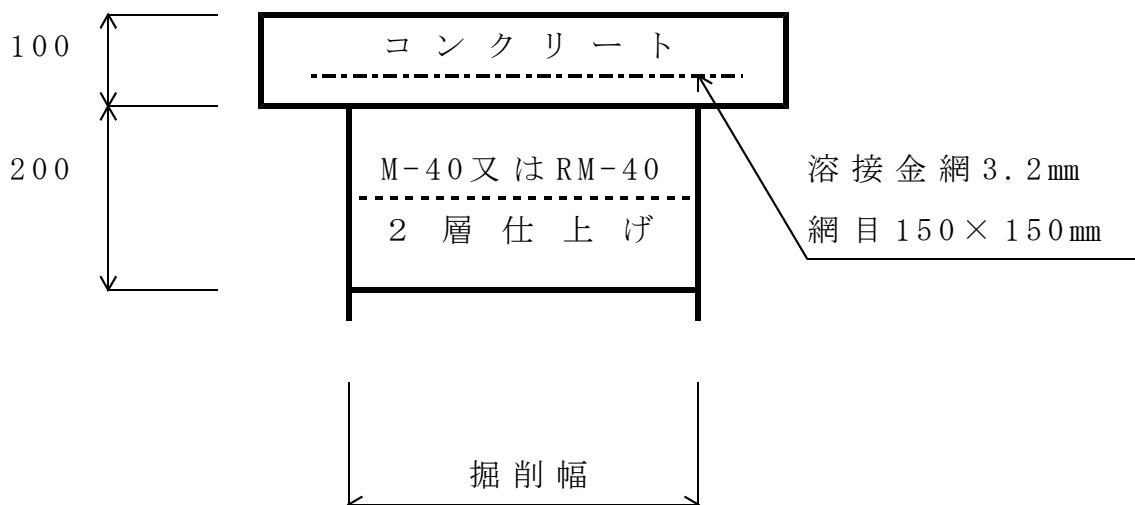
ク コンクリート舗装（標準の場合）

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
Co舗装	7 cm	C-18	粗目仕上げ
上層路盤	10 cm	C-40又はRC-40	1層仕上げ



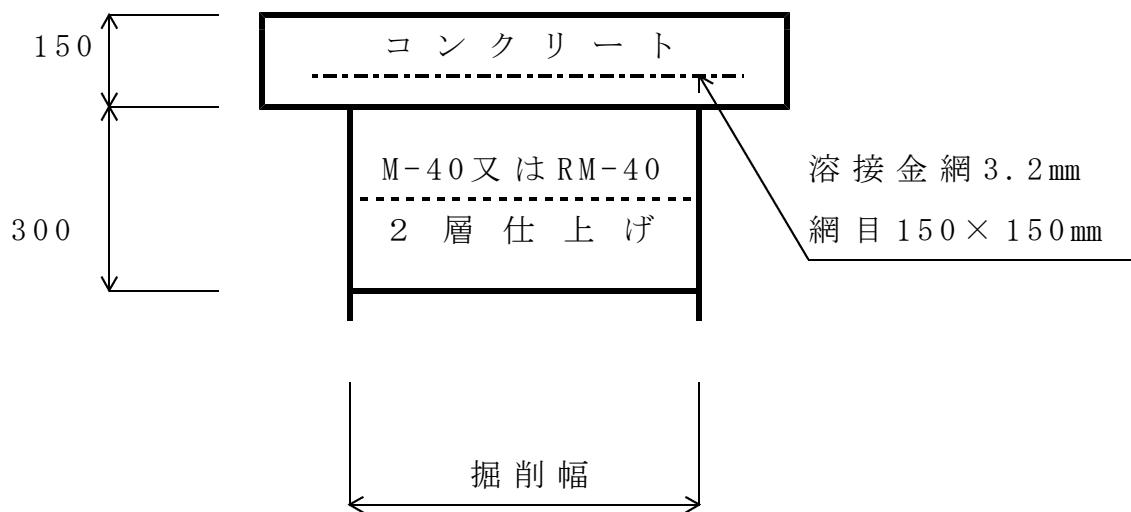
ケ コンクリート舗装（切下げの場合・普通車）

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
Co舗装	10 cm	C-18	粗目仕上げ
溶接金網		3.2 mm × 150 mm	スペーサーを使用
上層路盤	20 cm	M-40又はRM-40	2層仕上げ（1層15cm以下）



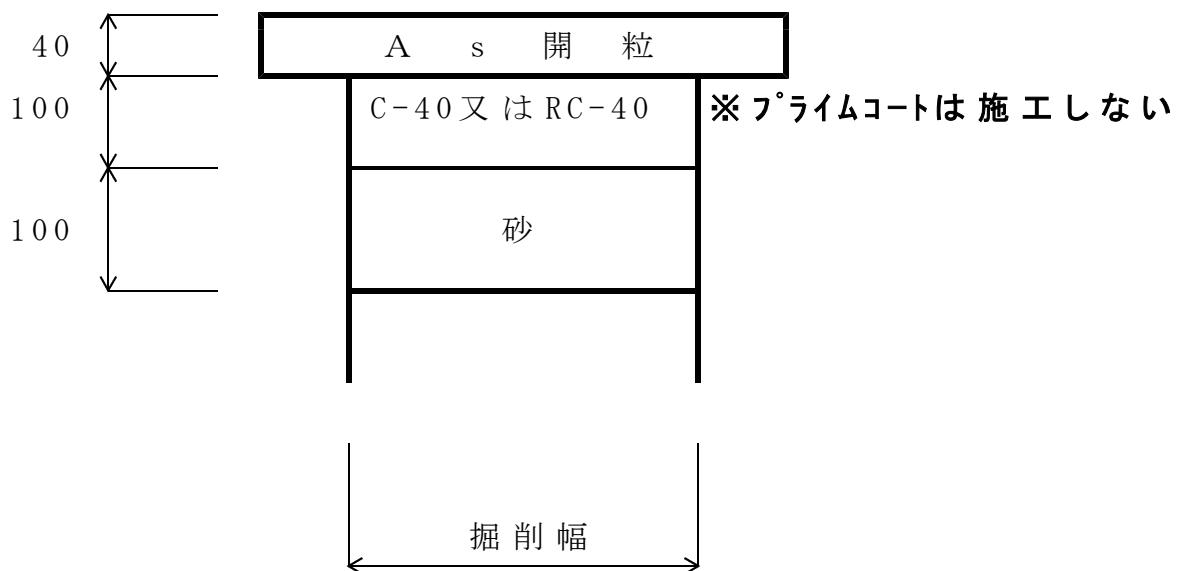
コ コンクリート舗装（切下げの場合・大型車）

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
C o 舗装	1 5 c m	C-18	粗目仕上げ
溶接金網		3.2 mm × 150 mm	スペーサーを使用
上層路盤	3 0 c m	M-40又はRM-40	2層仕上げ（1層15cm以下）



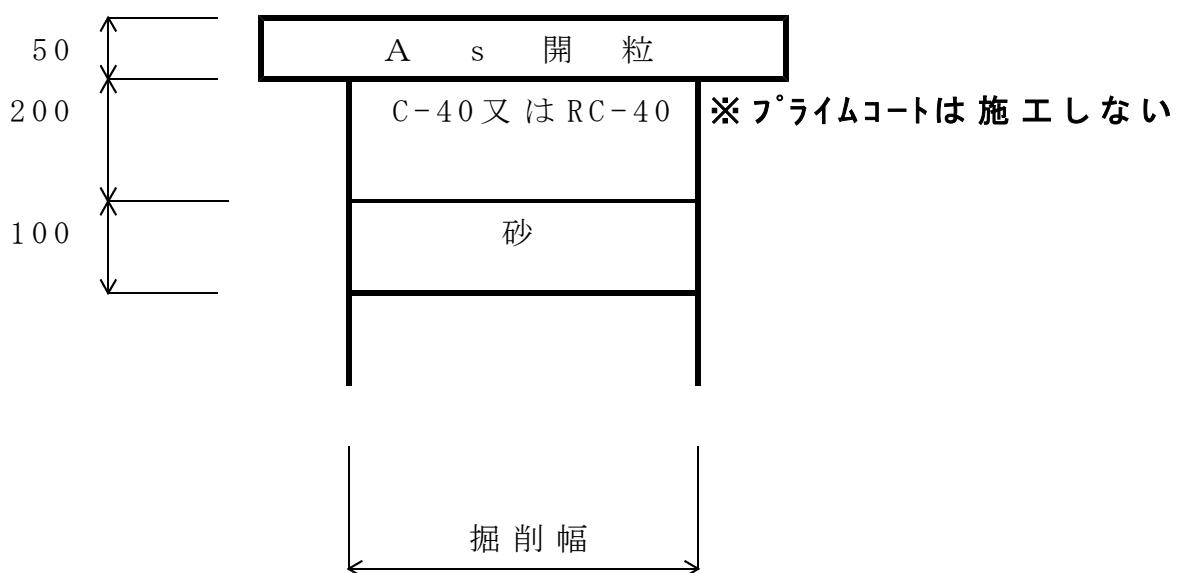
サ 透水性舗装（標準の場合）

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
A s 表層	4 c m	開粒度	
上層路盤	1 0 c m	C-40又はRC-40	1層仕上げ
フィルター層	1 0 c m	砂	1層仕上げ



シ 透水性舗装（切下げの場合・普通車）

名称	仕上り厚	規格	施工上の注意点
A s 表層	5 c m	開粒度	
上層路盤	2 0 c m	C-40又はRC-40	1層仕上げ
フィルター層	1 0 c m	砂	1層仕上げ



## 参 考 資 料

- 道路占用料単価
- 路面復旧費・占用者復旧監督事務費単価
- 挖削断面図の書き方

表(第2条関係)

(令6条例32・全改)

占用物件		単位	占用料	
<b>法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物</b>	第1種電柱	1本につき1年	1,150円	
	第2種電柱		1,770円	
	第3種電柱		2,390円	
	第1種電話柱		1,030円	
	第2種電話柱		1,650円	
	第3種電話柱		2,260円	
	その他の柱類		100円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	10円	
	地下に設ける電線その他の線類		6円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,010円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	620円	
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	2,060円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		860円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,540円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,060円	
<b>法第32条第1項 第2号に掲げる 物件</b>	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	43円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		61円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		92円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		120円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル 未満のもの		190円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル 未満のもの		250円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル 未満のもの		430円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未 満のもの		620円	
	外径が1メートル以上のもの		1,230円	
<b>法第32条第1項 第5号に掲げる 施設</b>	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	1,770円	
	その他のもの		2,060円	
<b>法第32条第1項 第6号に掲げる 施設</b>	祭礼、縁日その他の催しに際し、一 時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	35円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	350円	
<b>政令第7条第1号 に掲げる物件</b>	看板(アーチで あるもを除 く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	350円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	3,540円

標識		1本につき1年	1,650円
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	35円
	その他のもの	1本につき1月	350円
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	35円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	350円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,540円
	その他のもの		1,770円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	350円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			210円
前各項に該当しないもの		前各項に準じて市長が定める額	

## 備考

- 1 政令とは、[道路法施行令\(昭和27年政令第479号\)](#)をいう。
- 2 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときはその満たない数又はその端数は1月として計算する。
- 3 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

別表(第17条関係)

(平19規則6・全改、令7規則7・一部改正)

舗装種別	舗装構成	路面復旧費単価 (円／平方メートル)	占用者復旧監督事務費単価 (円／平方メートル)
車道	簡易舗装	表層5センチメートル 路盤25センチメートル	7,758 465
	高級舗装A	表層5センチメートル 路盤35センチメートル	7,951 477
	高級舗装B	表層5センチメートル 路盤50センチメートル	10,470 628
	高級舗装C	表層5センチメートル 路盤55センチメートル	18,550 1,113
	高級舗装D	表層10センチメートル 路盤70センチメートル	23,670 1,165
	セメント・コンクリート舗装	表層15センチメートル 路盤20センチメートル	11,720 703
	インターロックブロック舗装	表層8センチメートル 路盤28センチメートル	13,150 789
歩道	アスファルト・コンクリート舗装	表層3センチメートル 路盤10センチメートル	4,620 277
	セメント・コンクリート舗装	表層7センチメートル 路盤10センチメートル	4,873 292
	平板ブロック	表層6センチメートル 路盤13センチメートル	5,441 326
	インターロックブロック舗装	表層6センチメートル 路盤13センチメートル	5,441 326

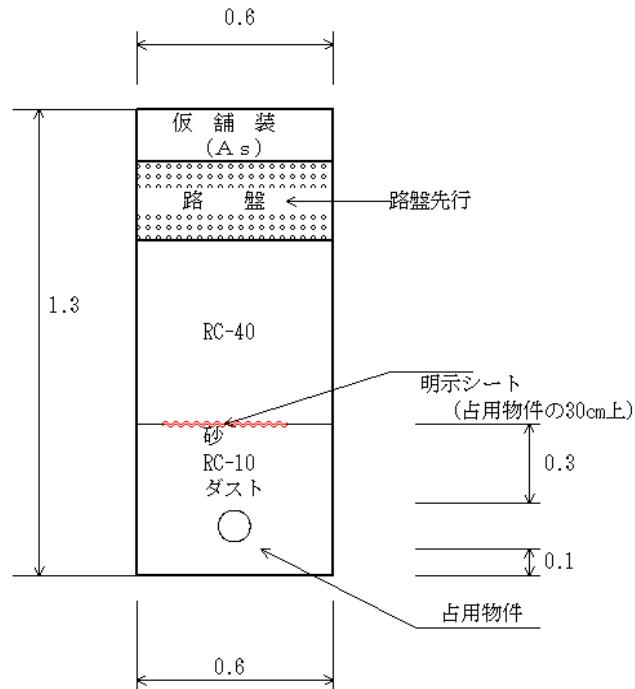
備考 上記舗装種別以外の路面復旧費単価及び占用者復旧監督事務費単価は、その都度定める。

## 掘削断面図の書き方

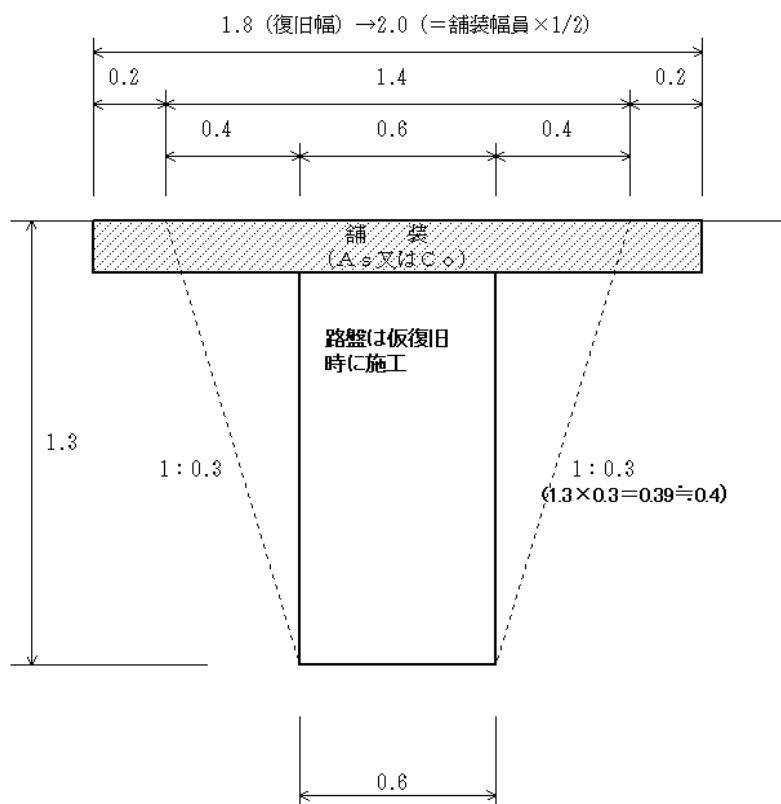
(条件:掘削深さ1.3m、掘削幅0.6m、舗装幅員4.0m)

(単位:m)

### <仮復旧>



### <本復旧>



### 備考

- 1 路盤の施工は、掘削幅のみ
- 2 路盤の施工は、埋め戻し時に施工することを基本とする
- 3 道路横断方向の復旧延長は、算定した幅が舗装幅員の1/2に満たない場合は、半幅復旧とし、1/2を超える場合は、全幅復旧とする。
- 4 道路中央部付近を掘削する場合は、全幅復旧を基本とする。
- 5 道路横断方向の歩道の復旧幅は、原則として全幅とする。
- 6 AS安定処理がある舗装の場合は、P15からP16のとおりとすること